○国家公安委員会告示第二十九号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月三十一日

国家公安委員会委員長　松原　仁

名称	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更の年月日
社団法人熊本県猟友会	熊本県熊本市新大江二丁目十八番五号	熊本県熊本市中央区新大江二丁目十八番五号	平成二十四年四月一日

○関東地方整備局告示第三百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
越谷市千間台東一丁目五四番から春日部市大枝字屋敷前四四二番一	前	二六・九〇～三六・〇五メートル
	後	二九・〇九～三七・七八メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

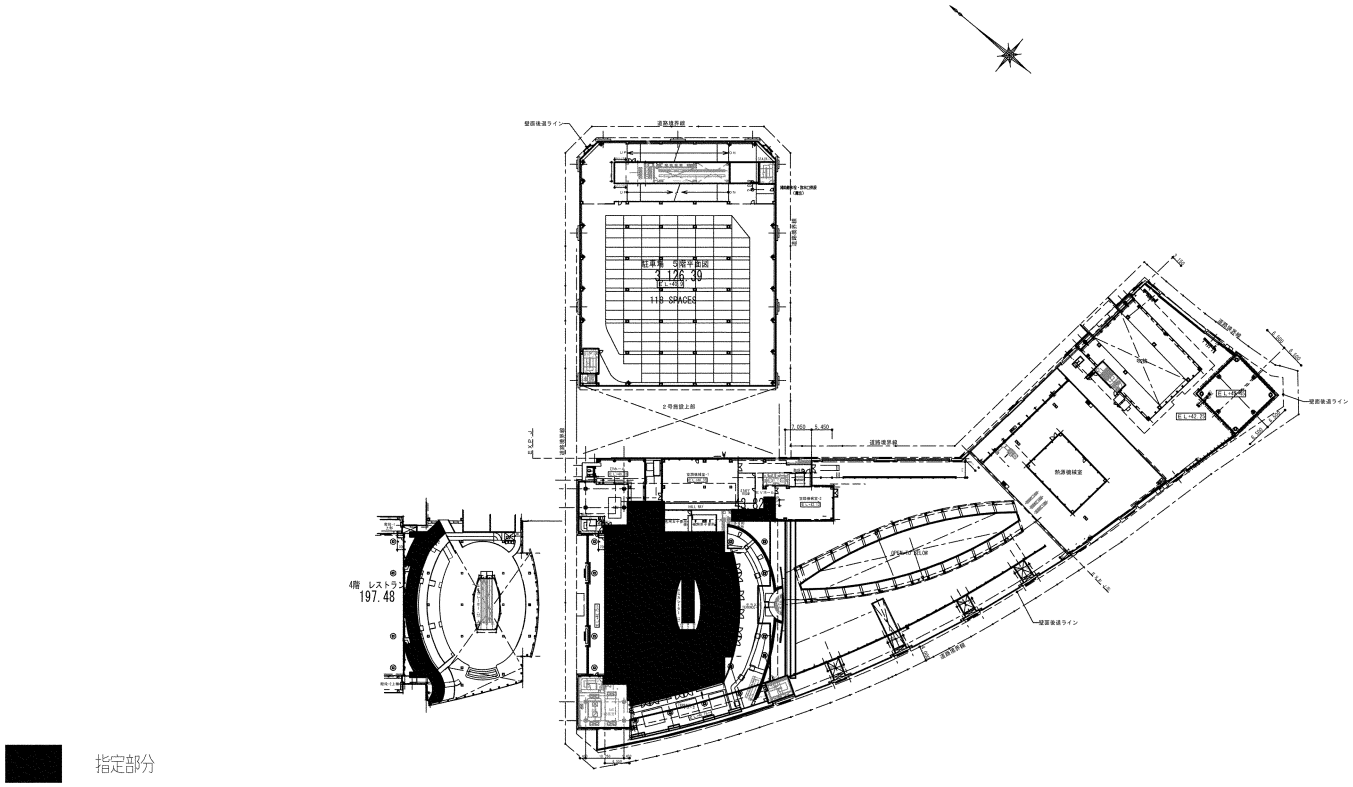
その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	越谷市千間台東一丁目五四番から春日部市大枝字屋敷前四四二番六	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月三十一日



DFSギャラリア沖縄　4階　　DFSギャラリア沖縄　3階